令和４年小値賀町議会定例９月会議　（第９日目）

１、出　席　議　員　　７　名

２	番	松	屋	治	郎
３	番	宮	﨑	良	保
４	番	黒	﨑	政	美
５	番	末	永	一	朗
６	番	浦		英	明
７	番	今	田	光	弘
８	番	横	山	弘	藏

２、欠　席　議　員　　な　し

３、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	西村久之
副町長	近藤進
教育長	中村慶幸
会計管理者	前田隆利
住民課長	橋本博明
福祉事務所長	前田達也
産業振興課長	博多屋雄一郎
農業委員会事務局長	北村仁
建設課長	橋本満
建設課理事	村田祐一郎
診療所事務長	牧尾豊
教育次長	永田敬三
こども園長	植村敏彦

４、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長	西浩康
議会事務局書記	松田智恵美

５、議　事　日　程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

令和４年小値賀町議会定例９月会議

令和４年９月２０日（火曜日）　　午前１０時００分

第　１　会議録署名議員指名　（　末永一朗議員　・　浦　英明議員　）

第　２　議案第３７号　令和３年度　小値賀町各会計歳入歳出決算認定について

第　３　議案第４１号　令和４年度　小値賀町一般会計補正予算（第３号）

第　４　議案第４２号　令和４年度　小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

第　５　議案第４３号　令和４年度　小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

第　６　議案第４４号　令和４年度　小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

第　７　議案第３９号　小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更について

第　８　議案第４０号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第　９　議案第４５号　小値賀町教育委員会委員任命の同意について

第１０　議案第４６号　小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

午前10時00分　開　議

副議長（今田光弘）　それでは、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、５番・末永一朗議員、６番・浦　英明議員を指名します。

日程第２、議案第37号、令和３年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第37号については、決算特別委員会に付託しておりましたので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。

副議長（今田光弘）　横山決算特別委員会委員長

委員長（横山弘藏）　決算特別委員会委員長報告を行います。

去る、９月 13 日の本会議において、本委員会に付託された議案第 37 号について審査を行いましたので、その結果を議会会議規則第41条の規定により報告します。

ご承知のとおり、決算の認定は地方自治法第96条に規定する議会の議決事件のうち、極めて重要な議決事項の一つとして定められています。

令和３年度各会計決算書を、予算がいかに適切に執行されているか、監査委員の審査意見書、主要施策の成果報告書と併せて審査してきました。

決算特別委員会審査報告をご覧ください。

１.の委員会を開いた年月日及び場所

２.の出席した委員の氏名

３.の欠席した委員の氏名

４.の出席した委員外の議員の氏名

５.の職務のために出席した者

６.の説明のため出席した者につきましては報告書に記載のとおりです。

７.付託を受けた事件の件名

８.会議に付した事件の件名は、議案第 37 号、令和３年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会は、９月 14 日及び 15 日の２日間、会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき質疑をしました。委員会で出た主な質疑、委員からの意見、執行部からの説明は報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、本委員会は、議案第 37 号について、賛成全員により、これを認定すべきものと決しました。

今回の決算に対する主な意見として、

・町税や国保税等にかわらず収入未済額があり、町民に不公平感が出ないように注意をお願いする。

・翌年度への繰越により、予算執行率が下がっているものがあり気になった。

・繰越事業はなるべくしないような体制で臨んでいただきたい。

・社会情勢が複雑となっている状況の中、またコロナ感染もなかなか収束しない中、よく予算も組まれ執行されたと評価したい。

等の意見が出されました。

以上、２日間の決算特別委員会を踏まえ、審査の経過と結果及び概要について述べましたが、委員からの要望や意見又は指摘事項については、新年度の予算編成や行政執行に活かされることを強く望みます。

最後に、執行部の皆さんには、続くマンパワー不足により、日々の業務に大変苦労されていることと思いますが、本町においては、今後も人口減少による人員不足、更なる高齢化の進展等の社会問題、またそれに伴う社会保障関係の義務的経費の増加、公的施設の老朽化など、諸課題が山積みしていると思われます。今後とも、なお一層の事業の効率化、予算の見直しを積極的に進め、安定した町財政の堅持を期待します。

以上で、決算特別委員会の委員長報告を終わります。

副議長（今田光弘）　これで報告を終わります。

お諮りします。

本案については質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略いたします。

これから、議案第 37 号、令和３年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。　宮﨑良保議員

３番（宮﨑良保）　議案第 37 号、令和３年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定

について、認定すべき立場で討論をいたします。

令和３年度一般会計収支決算については、歳入で 43 億 5,196 万 493 円、歳出で 40 億 2,619 万 3,042 円でありました。また、各特別会計では７会計で、歳入が 20 億 4,753 万 8,254 円、歳出が 19 億 3,857 万 1,247 円で、一般会計並びに特別会計総額で、歳入で 63 億 5,273 万 4,747 円、歳出で 59 億 6,476 万 4,298 円で、単年度収支で 6,031 万 1,958 円の黒字でした。

前年度より、引き続きコロナ禍にあって、町民へのサービス低下もなく、多数の事業に取り組んでいただいたことに感謝をいたします。しかし、気になるところもありますので、今後の対応に配慮していただきたいと思います。

予算総額に対する決算割合は、一般会計で総務費の総額の 21%であり、一方予算現額に対する予算執行率は 77%と低く、また土木費の執行率も 76.1%となっております。今後の予算編成に留意していただきたい。

特別会計では、簡易水道事業及び下水道事業において、予算執行率が 80%台でした。また、現予算に対する収入率が、簡易水道事業において 88.6%となっており、気になるところであります。財源確保については、自主財源の割合が昨年よりも低くなっているところが気になります。これは、依存財源である地方交付税が全体の 50.5%であり、また、コロナ対策による国庫支出金が昨年度同様に高く推移していることから、今後の財政確保に注意が必要と考えます。

令和３年度において、普通建設事業費の増による予算総額が、昨年よりも 3.1%高くなっております。町民に対するハード面のサービス事業が高くなっておりますが、その執行に対する繰越事業も多くなっているのが気になるところであります。今後の予算執行に注意していただきたいとお願いします。

最後に、年度別決算状況を見ると、歳入において令和元年度は一般会計及び特別会計総額 55 億 5,600 万円、令和２年度が 63 億 2,700 万円と順調に推移しているようですが、その裏で実質公債比率が 8.1%と高くなっているので、今後、十分に留意していただきたいと思います。

全体的な評価は高く、認定することに何の問題もないと思いますので、令和３年度決算認定に関する議案第 37 号には、賛成をいたします。

町長はじめ各関係職員には、収束のつかないコロナ禍において、事業の執行には敬意を表します。大変お疲れ様でした。以上です。

副議長（今田光弘）　ほかに討論ございませんか。

ほかに討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号、令和３年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定につい

てを採決いたします。
　この表決は起立によって行います。
　この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。
　この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。
（賛成者起立）
副議長（今田光弘）　起立全員です。
　したがいまして、議案第 37 号、令和３年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定につきましては、認定することに決定いたしました。
　ここで、議長を交代いたします。
　しばらく休憩いたします。

―　休憩　　午前　　10　時　11　分　―
―　再開　　午前　　10　時　13　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。

日程第３、議案第 41 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。　　町　　長
町長（西村久之）　議案第 41 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第３号）について、説明いたします。
　今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対策」に係る支援策、老人福祉施設等整備事業補助金、認知症高齢者グループホームの財産処分に係る返還金、健康管理システム導入に伴う総合行政システム改修業務の計上が主なものでございます。
　予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 9,248 万 8,000 円を追加し、補正後の予算総額を 41 億 3,636 万 1,000 円とするものでございます。
　第２条は、地方債の補正で、４ページ第２表に示しますとおり、臨時財政対策債を 3,268 万 9,000 円減額変更いたしております。
　今年度末の起債残高見込みは、15 ページ調書のとおり、34 億 7,550 万 9,000 円となります。
　以上、補正予算の概要を説明いたしました。
　詳細については、副町長が説明いたします。よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　副　町　長

副町長（近藤　進）　それでは、説明書７ページ、歳入からご説明をいたします。

１款１項１目・個人 6,576 万円の増額は、所得割の増額が主なもので、１項・町民税の総額を 6,939 万 1,000 円といたしております。同じく、２項１目・固定資産税を 286 万 1,000 円増額し、２項・固定資産税の総額を 6,996 万円としております。同じく、３項１目・種別割３万 2,000 円増額し、３項・軽自動車税の総額を 1,135 万 2,000 円といたしております。

10 款１項１目・地方交付税は、普通交付税額の確定により、１億 2,380 万円を増額し、１項・地方交付税の総額を 19 億 4,380 万円といたしております。なお、普通交付税の確定額は 18 億 2,380 万円となります。

12 款１項１目・農林水産業費分担金を 30 万円増額し、１項・分担金の総額を 245 万 5,000 円といたしております。

14 款１項１目・民生費国庫負担金は、過年度分精算金 80 万 5,000 円を増額し、１項・国庫負担金の総額を１億 1,983 万 8,000 円としております。同じく、２項７目・総務費国庫補助金 2,815 万 7,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、２項・国庫補助金の総額を１億 4,577 万 6,000 円としております。

15 款１項２目・民生費県負担金 39 万 2,000 円を増額し、１項・県負担金の総額を 7,182 万 1,000 円としております。

18 款１項１目・財政調整基金繰入金１億 6,326 万 9,000 円の減額は、剰余金を基金へ繰り戻すもので、１項・基金繰入金の総額を６億 3,424 万円としております。同じく、２項３目・介護保険事業特別会計繰入金は、令和３年度決算に伴い、一般会計繰出金を精算し繰り戻すもので、２項・特別会計繰入金の総額を 1,247 万 7,000 円としております。

19 款１項１目・繰越金１億 53 万 9,000 円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うもので、１項・繰越金の総額を１億 5,053 万 9,000 円としております。

20 款４項５目・雑入 1,312 万 5,000 円の増額は、認知症高齢者グループホーム「おぢかの家」の財産処分に伴う、補助金の返還金で、４目・雑入の総額を 2,898 万 3,000 円としております。

21 款１項１目・総務債 3,268 万 9,000 円の減額は、臨時財政対策債の確定によるもので、１項・町債の総額を３億 4,151 万 1,000 円としております。

次に、歳出について、10 ページから申し上げます。

２款１項５目・財産管理費 115 万円の増額は、登記事務手数料で、６目・企画費 97 万 7,000 円の増額は、小値賀町地域公共交通会議負担金で、15 目・新型感染症対策費 3,187 万 6,000 円の増額は、農・漁業用燃油高騰対策事業補助金、

後期高齢者生活支援金、子どものための臨時特別給付金、物価高騰対策に係る水道料の基本料金を減免するための簡易水道事業特別会計繰出金が主なもので、１項・総務管理費の総額を５億 2,216 万 5,000 円としております。

２款２項２目・賦課徴収費を 10 万円増額し、２項・徴税費の総額を 3,186 万 6,000 円としております。

３款１項１目・社会福祉総務費は財源組替、３目・老人福祉費 4,312 万 5,000 円の増額は、社会福祉法人値賀の里の介護職員等宿舎建設に伴う老人福祉施設等整備事業補助金と、認知症高齢者グループホームの財産処分に伴う補助金の返還金、４目・障がい者福祉費を 31 万 7,000 円増額し、１項・社会福祉費の総額を４億 4,358 万 1,000 円としております。同じく、２項１目・児童福祉総務費を 19 万円増額、２目・母子福祉費を 24 万 3,000 円増額し、２項・児童福祉費の総額を１億 4,394 万 2,000 円としております。同じく、３項１目・生活保護総務費を９万 6,000 円増額、２目・扶助費を 49 万 4,000 円増額し、３項・生活保護費の総額を 5,774 万 6,000 円としております。

４款１項１目・保健衛生総務費 628 万 5,000 円の増額は、保健師業務会計年度任用職員の人件費と、健康管理システムの導入に伴う総合行政システム改修業務委託料が主なもので、２目・予防費を 14 万 6,000 円増額し、１項・保健衛生費の総額を６億 3,725 万 3,000 円としております。同じく、２項２目・し尿処理費は、し尿処理場熱風発生炉バーナーコントロールモータ取替修理費 160 万円を増額し、２項・清掃費の総額を１億 9,250 万 4,000 円としております。

５款１項５目・農業費 395 万 8,000 円の増額は、堆肥製造施設トラクター購入費の増額と農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金が主なもので、１項・農業費の総額を２億 4,566 万 8,000 円としております。同じく、３項４目・漁港管理費 150 万円の増額は、浜津漁港前浜公園の公衆トイレ修繕料で、３項・水産業費の総額を２億 7,138 万 4,000 円としております。

８款１項２目・消防施設費を 30 万円増額、３目・災害対策費を 52 万 5,000 円増額し、１項・消防費の総額を１億 1,075 万 4,000 円としております。

９款１項２目・事務局費 236 万 1,000 円の減額は、ふるさと留学生受入に係る寮運営において、ハウスマスター活動形態の変更に伴い、委託料から報償費へ見直しによるもので、１項 教育総務費の総額を 8,110 万 9,000 円としております。同じく、２項１目・学校管理費を 20 万 4,000 円増額し、２項・小値賀小学校費の総額を１億 5,134 万 2,000 円としております。同じく、４項１目・学校管理費を 20 万 4,000 円増額し、４項･小値賀中学校費の総額を 4,163 万 8,000 円としております。同じく、７項２目・公民館費 131 万 7,000 円の増額は、産休及び育児休暇中でありました会計年度任用職員が、年度途中の 10 月から復帰することによる、人件費の増額が主なもので、５目・文化財保護調査費を 24 万

2,000 円増額し、７項・社会教育費の総額を１億 4,050 万 6,000 円といたしております。

以上で、補正予算の説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

— 休憩　午前　10 時 22 分 —
— 再開　午前　10 時 25 分 —

議長（横山弘藏）　再開します。　副　町　長

副町長（近藤　進）　先ほど、説明させていただいたんですが、ちょっと読み間違いのところがあるようでございますので、訂正をさせていただきます。

まず、１款１項１目の個人の部分を「6,576 万円」と表現したようでございますので、正式には「657 万 6,000 円」の誤りでございます。訂正いたします。

続きまして、歳入の 20 款４項５目・雑入の部分で、「４目・雑入の総額を」と申し上げたそうでございまして、正解は「４項・雑入の総額は」という読み間違いでございます。

それともう１点、最後、７項・社会教育費の総額を「１億 4,050 万 6,000 円」と読み上げましたが、「１億 450 万 6,000 円」の誤りでございましたので、合わせて訂正をいたしたいと思います。

慣れないもので、大変ご迷惑をおかけいたしました。

議長（横山弘藏）　これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第１款・町　税　宮 﨑 議 員

３番（宮﨑良保）　２項・固定資産税について伺いたいと思います。

固定資産税の家屋が、222 万と大幅に上がっております。近年の町内の状況を見ますと、家屋の解体が進んでおりますので、土地の税が上がるのはわかるんですけども、家屋の上がるのがどうなのかなという疑問があります。内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　お答えいたします。

昨年はですね、政策的な減免としまして、事業用に供用する家屋と償却資産が、減免が一時的にあっておりました。で、今年度はですね、その減免がありませんものですから、相対的に課税額が上がっているということです。議員もおっしゃるとおり、家屋の解体とかあっておりますので、一方新築も数軒あっ

ておりますが、原因としては先ほど申しあげたとおりです。
議長（横山弘藏）　町税、ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第10款・地 方 交 付 税
地方交付税ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第12款・分担金及び負担金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第14款・国 庫 支 出 金
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に、第15款・県　支　出　金
県支出金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に、第18款・繰　　入　　金
繰入金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第19款・繰　　越　　金
ありませんか。
繰越金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第20款・諸　　収　　入
諸収入ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第21款・町　　債　　浦　議　員
６番（浦　英明）　臨時財政対策債につきましては、今回3,268万9,000円を減額して、差し引き1,531万1,000円というふうにこうなりますが、大幅に減った内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　副　町　長
副町長（近藤　進）　お答えをいたします。
この臨時財政特例債につきましては、議員ご承知のとおり地方交付税の原資が足りない場合におきまして、その不足分として地方自治体が借り入れるという性質のものでございますけども、今回、全国的にですね、この臨時財政対策債につきましては、あの減額というふうになっておりまして、主な要因といた

しましては、各コロナ禍ではございますけども、コロナ禍においても各自治体において税収が伸びているというところが全体的にあるようでございます。それに伴いまして、そのこの臨時財政対策債の方が減額されたのではないかなというふうに思っております。以上です。

議長（横山弘藏）　ほかに、町債ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　歳出に移ります。

第２款・総　務　費

総務費ありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　15 目の 27 節・操出金、これ水道料金に係るですね減免事業というのが 1,100 万円計上されておりますんですけども、これ初めて出てくるものでございますので、内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　住 民 課 長

住民課長（橋本博明）　この操出金は住民課で担当しておりますので、お答えいたします。

これはですね、コロナ禍における家計の負担軽減策としまして、水道料金の３期分、10 月・12 月・２月、この３期分におきまして、基本料金を減免するということで、ほぼ１期あたり 380 万ほどの基本料金がありますので、この基本料金の全額を軽減する代わりの財源としまして、水道会計に繰り出すものであります。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　基本料金といいますとどのくらい位になるんですか。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えします。

今から、特別会計の方でまた説明しようかと思ってたんですけども、直近のですね８月の水道料、これは７月に検針分ですね、それで、件数が 1,460 件あります。その内、公共施設が 76 件あるんですけども、その中には指定管理者制度で業者が請け負っている分があります。この分も減免対象にしようということで、簡単に言いますと、1,460 から公共施設の 69 件を引いた 1,391 件に対して基本料金を減免するといった内容でございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　公共施設とか指定管理とかいうふうに言われましたけども、そういったのは後で資料を出してもらえばいいんですけども、極端に言ったらそれはかまいませんけども、これ個人の分につきましては、いつも引かれている口座からですけども、その減免した金額を、そのまま振り込むと、こういうふうに言われておるんですけども、一番わかりやすいのは、その減免した分を

我々個人に収入としてもらえば一番わかるんですけども、さっき言ったように口座引き落としされてる分を、例えば基本料金が、それが 2,600 円であれば、その分を差し引いて口座に反映するというふうな形だというふうに聞いておるんですけども、公共施設はかまいませんとはおかしいですけども、個人の分をですね、ちょっと教えていただけませんかね。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

メーター検針がですね、２カ月に１回ということで、今度９月にメーター検針があります。その時にあのメーターを読んで、もうその時点で機械によりまして基本料金、使用料というのがわかります。で、そのメーター検針票にあなたの次の月の料金はいくらになりますというところで、基本料金、例えば一般家庭であれば 2,640 円、それを引いた残りを請求書ということで皆さんに、各家庭に配ろうと思ってます。で、その中でその説明がですね、皆さんに周知するのにですね、一軒一軒ですね、メーター検針票と減免の説明する資料Ａ４サイズでですね、各家庭に配りたいというふうに思っております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　今のように最初から説明してもらえれば、本当わかりやすかったんですけどですね、基本料金が 2,640 円とかいうこともわかりました。それであの…各個人の家に来る分、これ免除決定通知書というようなもので、各個人にこう知らせると思うんですけども、これだいたいいつ頃に来る予定なんですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長

建設課長（橋本　満）　お答えいたします。

各家庭には、メーター検針時にですね、メーター検針の結果と金額、それと基本料金を減免されてるという文書をですね、各家庭にその時に配ります。そういうふうにしないとですね、なかなか個人配布しても、なかなか見ませんので、メーター検針票と一緒であればですね、皆さん見ていただくということで、一番理解が早いというふうに考えております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

総務費、ほかにありませんか。　今 田 議 員

７番（今田光弘）　はい。この水道料の基本料金を減免するというのは、非常にいいことだと思うんですが、昨年のちょっといつの回かちょっと記憶にないんですが、水道料金についてコロナ禍でもあり、何とかならないかというふうに言ったところ、執行部からは考えていないというお答えでした。水道料金の減免については考えていないということだったんですが、それがいい方向に変わったんですが、その何か経緯っていうのは何かわかったら、教えて下さい。

議長（横山弘藏）　建 設 課 長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
　あの…コロナ禍でですね、皆さん収入が減って困窮してるって中で、一番平等性があるのは何かと考えた時に、水道の普及率っていうのは100％です。ですので、町民平等に支援するという視点から、水道料金の減免を今回計上するものであります。
議長（横山弘藏）　今 田 議 員
７番（今田光弘）　確かにそうなんですが、それであれば何で今更っていう、もう少し早くならなかったかという気持ちがすごく強くあるんです。本当にいいことなんですけど、よその自治体、かなり早い段階、去年の段階からやってるとこもあります。その辺について、もう一度すいませんがお聞かせください。
議長（横山弘藏）　建 設 課 長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
　県内のですね、各市町の動向をいつも注視しながらですね、やってきました。今現在実施しているところは、１つの市と３つの町でございます。開始時期っていうのが、７月ぐらいが多かったもんですから、一番最寄りの減免する機会というのがちょうど９月の検針ということで、今回実施することを提案いたしました。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第３款・民　生　費
　12 ページまであります。　今 田 議 員
７番（今田光弘）　民生費の中の老人福祉費で、先ほど副町長のご説明で、値賀の里の施設として、3,000 万円補助するというお話でした。これについてあの、いろいろですね、福祉事務所長からですね、ご説明は受けております。ただですね、なかなかちょっと理解しづらい部分があるので、その辺の考え方をお伺いいたしたいと思います。毎年ですね、予算編成の時には、予算編成方針というのを出されておりまして、昨年も 12 月の２日ですか、町長名で出されておりますが、その中で、原則として年度途中の予算の補正は、次に示すもの以外は認めないと明記されております。まず１つは、当初予算編成時において明らかでなかった制度改正等によるもの。そして２つ目は、当初予算編成時において、予測できなかった経費で、当該年度中に実施しなければ、町民の安全確保や事務事業に支障をきたすもの。そして３つ目として、災害復旧費及びそれに準ずるものとあります。この３つに該当しなければ、補正予算は認めないと書かれ

ていますが、今回の場合、どこに該当して補正予算を認めるようになったのかお聞かせ下さい。

議長（横山弘藏）　町　　長

町長（西村久之）　ええ、今読まれた１番に該当しますので、今回補正をさせていただきました。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　制度改正ですか？制度改正等。僕はですね、予測できなかった経費っていうふうに考えていたんですが、その制度、制度改正等によるものということですね。わかりました。

執行部としてはですね、ちょっと悪い表現をしますと、民間の事業者さんが勝手にようは計画したということで、そのために予算、予算編成時に計上できなかったと、それはもう執行部を責めるわけではありません。仕方なかったなと思います。ただ、逆に考えると、今日、値賀の里さん見えてますが、現在の、４月１日時点の理事が６名いらっしゃるんですが、そのうちの４人は役場出身のＯＢです。で、補助金の仕組みもよくわかっているはずなのに、当然、その年度途中で 3,000 万円の補助金って、普通は難しい、かなり困難じゃないかという意識はやっぱ思ってるはずなんです。で、本来であれば、昨年ですね、県に対して申請を、補助申請した時点で、町にも申請をすべきだったんではないかなと思うんですが、それが今年の５月になっていきなり町の方に支援を求めていると。これはですね、本来は年度途中なんで認めないと言ってもいいレベルだと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

議長（横山弘藏）　町　　長

町長（西村久之）　ええ、あの当初予算に組まなかった理由といたしましては、「当初予算時において明らかでなかった制度改正等によるもの」ということで、当初予算には、当初予算時はですね、１月があの予算の締め切りです。２月で財政査定をしまして、財政調整をして、３月に議会に上げるというふうな段取りで予算編成いたしますので、当初予算時の締め切りまでには、この事業をやるかどうか、総事業費はどれだけになるのか、補助対象事業費はどれだけになるのか、それについて国庫補助金がどれだけ付くのかということが、明確でなかったために当初予算に上げておりません。これがわかった時点で、私がこう判断いたしまして、この補助金をやることで、今の値賀の里の皆さんは一生懸命頑張っておられます。その人員を確保するのは大変なんです。その人員の確保をよくやったなと私は思っておりまして、これをやらなければですね、例えば値賀の里さんがこの事業から手を引いたらどうなるんでしょうか。うちではできません。というふうな観点もありまして、大変、老人福祉にはいろいろと頑張っていただいております。その意味も含めまして、こういった補助金をや

ることで、老人福祉に役立つということで、補正予算を上げていただきました。
議長（横山弘藏）　今　田　議　員
７番（今田光弘）　あの…本当に大事な事業であるのは、よく理解してますし、値賀の里さんがいなくなったら、もう大変ということは、それはそれで十分承知しております。で、実際に小値賀町の小値賀町住民福祉補助金等交付要項ですか、これを見ますと、このような事業内容には当然合致はしておるんですが、この要項の中に、「毎年度予算の範囲内で町長が定める額」とわざわざ記入しています。通常は記入していないですが、ここにはあえて書いている。これは、僕は、当初予算、まぁ絶対ではないですが、当初予算の範囲内でというふうに考えるからこそ、明記しているわけですから、それを、もしこのようなケースが何でもありであれば、毎年度予算の範囲内で町長が定める額というのを書く必要がないんですけど、そこはいかがでしょうか。
議長（横山弘藏）　町　　長
町長（西村久之）　ほかの補助金もその項目についてはたくさんあると思います。補正予算を組んだ段階で、一般財源をその年にどんだけ使うかというような予算の枠がありますので、その枠の範囲内であれば、認めるということでございますので、その他の産業振興、水産、観光、それぞれの部門で、予算を決めてるわけですので、その範囲内ということで、私はこれをやっていいということで判断いたしました。
議長（横山弘藏）　今　田　議　員
７番（今田光弘）　あの、一般質問じゃないんで、くどくなってしまうんですが、あの地方自治法の中で、総計予算主義というのが、はっきり明記されています。「１会計年度における収入及び支出は、その予定額の全額を歳入歳出予算に計上しなければならない」ということで、当然、その補正はできないとは書いてないんですが、やはりあの当初予算に何とかして含める必要があったのではないかというふうには思います。で、もう１つですね、逆に考えますと、町全体の介護、もちろん介護だけではなくて、いろいろな、例えば看護もそうですが、本当に人手不足というのが現状にあると思います。で、こういうのをですね、地域、小値賀町 1 つ、全体として考えて、例えば町長は確か令和３年度だったと思いますが、今年度に町有住宅を増やしたいと、そういうお気持ちをおっしゃいました。本当にそのように、値賀の里さんにお任せするんじゃなくて、やっぱ町が主体となって、こういう住宅問題をこれから先、考えていかなければいけないし、そうしないとまた今回のようなことが出てしまうということを懸念します。そういうとこで、町長、最後に一言お願いします。
議長（横山弘藏）　町　　長
町長（西村久之）　ええ、はい、あのそれはおっしゃってることは分かります

けども、民間がやる事業者で、自分達の職員の住宅を確保するということはですね、やはり民間ができることは民間に任せるということで、なるだけ民間の方に住宅は建ててもらいたいというのがあります。先ほど言われました、町有住宅につきましては、今年度、２年度からですけども、大型事業をやっておりまして、一般財源を超過してしまいますので、町有住宅につきましては、次年度以降に計画をするということで、今考えておりますので、例えば民間の方が、自分達の職員の住宅が足らないから住宅を建てるという時に、町がどんどん手伝って造るんではなくてですね、民間の方が造っていただくということに意義がありますので、その点につきましては民間の加勢をしていきたいと思っております。

議長（横山弘藏）　今　田　議　員

７番（今田光弘）　そういう意味では、町長の考えはわかりました。とするとですね、町として何ができるかというか、何をして欲しいかになるんですが、実際今回のその建物として、外国人の実習生を２人、２人ぐらい入れる可能性があるということで、そうなると、今、新上五島とか五島市には既に入ってきておりますが、小値賀町としてもし例えば引っ越してくるとなった時、例えば住民課の手続きをした時に、まぁ…ベトナム語とは言いませんが、ある程度その一般的に英語がメインになると思うんですけど、そういう受け入れの体制は作っていかなければいけないと思うんです。で、もちろん人材不足の中で難しいとは思うんですが、建物はもう民間業者に任せるんであれば、そういう受け入れについて、外国人を受け入れる部分については町の責務だと思いますんで、あのすぐには難しいかもしれませんが、そこまで考えていただいて、その実習生は結構日本語ができるんだよといっても、やっぱりそこはしっかりフォローしていかないと思いますがいかがでしょうか。

議長（横山弘藏）　町　　長

町長（西村久之）　はい。その点につきましては、努力していきたいと思います。

議長（横山弘藏）　第３款・民生費、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　次に移ります。

第４款・衛　生　費

衛生費ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　第５款・農林水産業費　　宮　﨑　議　員

３番（宮﨑良保）　備品購入費で伺いたいと思います。堆肥製造施設トラクター

購入費ということで280万上がっております。内容の説明をお願いします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

これはですね、当初予算に組んでいたトラクターによるもので、資材高騰等によって、予算が不足するために補正をさせていただいているものです。

議長（横山弘藏）　宮　﨑　議　員

３番（宮﨑良保）　当初予算より上がったということで、こんなに上がるもんでしょうか。いくらぐらいのトラクターを購入する予定でしょうか、伺います。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

当初予算に組んでいた時から、このぐらいの補正額ぐらいの上がる予定となっております。そんなに上がるものでしょうか、ということなんですけれども、もう実際ですね、購入しようとしたんですけれども、もう既に、見積額が上がっておりまして、それによってもう予算はこのくらい要求するしかないなという事態になっております。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

農林水産業費、ほかにありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　その下の18節の負担金のところでですね、農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金が 100 万ありますんですけど、この部分の内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

この内容についてですけれども、これも当初予算に計上いたしております野崎ダムのですね、水管理システムの計測機器の更新でございます。で、その中で、当初に見れないと言われていた水位計のですね部分があります。その部分の予算を、県が取れそうだというところで、町の方も予算を計上いたした次第です。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　これ、水位計が１個で 100 万かかるということですか。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

水位計はですね、500万程度かかります。こういう事業に対して、町の補助金がその割合で100万円かかるというものでございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　いまいちよくわかりませんけども、わからないことを訊い

てもわからんと思いますからいいです。
　えーとですね、その下の水産業費ですね、３項のですね。この需用費で、前浜のトイレ、これが 150 万修繕料で計上されておりますんで、これについても内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　建 設 課 理 事
建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。
　浜津漁港の前浜公園の公衆トイレにおきましては、平成 14 年度から供用を開始されておりまして、20 年以上経過しております。で、この修繕の内容はですね、トイレ中央の多目的トイレのドアが、もう腐食で開閉ができなくなっておりますので、その分と、平成 23 年に水洗化した時に、ポンプを据え付けてるんですけど、そのポンプの操作盤が、また腐食で更新時期となっておりますので、その分でございます。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第８款・消　　防　　費
　消防費ありませんか。　　浦　　議　　員
６番（浦　英明）　３目１節の報酬でですね、災害対策費関係会計年度任用職員の報酬が 32 万 5,000 円計上されておりますんで、その内容をお尋ねします。
議長（横山弘藏）　副　　町　　長
副町長（近藤　進）　お答えいたします。
　この会計任用職員の報酬は、新規ではございませんで、現在雇用しております職員がですね、当初の勤務日数よりも勤務日数が増えておりまして、それに対応するための増額でございます。ですので、新規で雇うものではなくて、現在の任用職員の増加の分ということでございます。
議長（横山弘藏）　消防費ほかにありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第９款・教　　育　　費
　教育費ありませんか。
　14 ページまであります。
　教育費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
　質疑ありませんか。　　黒 﨑 議 員
４番（黒﨑政美）　民生費の値賀の里の 3,000 万の件ですけど、どこに問題が

あるのか。今田議員と町長の答弁を聞いておりましたけれども、３つの制約があるとどうのこうの言ってますけれども、これは町の単独の事業であって、それが今度の値賀の里の事業には当てはまらないと。５月に内示があったと。それ以降になるのが当然じゃなかですか、民間。それが決まらなければ、当初予算に組めって、とんでもない話。だから、他の議員さん達も大いに間違っていると思うんですけども、県から内示があって、初めて当の団体は、町にお願いするのであって、それ以後でないと補正予算は組まれないですよ。だから町長もはっきり、遠慮しい遠慮しい、３つ、いろいろ補正組む時はあると言いましたけども、町長の答弁はちょっとこじつけもあったんじゃないかと。だから、はっきり言えばいいんですよ。内示があって、実際５月に内示があったって聞いておりますけれども、確定したのは６月か７月かです。だいたい県あたりは５月頃が内示なっておりますけども、遅れて確定するのは１～２月遅れても、手続き上いろいろ遅れて５月にするよと。５月が期間じゃないかと思うんですけども、だから我々が論議すべきは、3,000 万は多すぎるんじゃないかと。いやもっと上げてもいいんじゃないか。それを議論すべきでやって、この 3,000 万の補正をどうのこうの云々というのはおかしいと思います。せっかくあの全国的にも知られた小値賀町議会で、そんな話しとったらみっともなか話ですよ。

議長（横山弘藏）　予算に直接関係ないと思います。それで、議長権限で議員間の自由討論をやりたいと思いますけど、自由討論に移りたいと思います。黒﨑議員、どうぞ。今のようなことをやって下さい。

４番（黒﨑政美）　議長はそういいますけど、本当の事を言っているんですよ。そうやっていると。だから、今補正を組んだんだと。いつも、議長はこの前の一般質問の時もいろいろ中断してましたけれども、失礼な話です。今度だってそうじゃなかですか。その問題は、事実はこうだっていうことを言ってるんですよ。もう、ものも言うごんごとなったよ。

議長（横山弘藏）　これに対して、何かありませんか。　今 田 議 員

７番（今田光弘）　確認です。記録には残りますか。

議長（横山弘藏）　自由討論で。

７番（今田光弘）　はい。黒﨑議員のおっしゃってることは分かるんですが、ただ、少なくとも県に補助申請を出した時点で、来年度こういう項目で県が補助申請を出したと、来年度、町の補助を受けるかも知れないということを前もって言ってくれてたらまた違うと思うんですよ。それが、当初予算に乗ってないから駄目ということよりも、そういうこれだけの 3,000 万、金額がいくらになるかはわからなかったんだろうけれども、早い時点で、こういうのが次にありますよというのが一言あれば、僕達もまた違ったんでしょうけど、今回特に金額が大きかったからこういうふうにちょっと目立ってしまうんで、これが金

額が小さかったら、いいよいいよってなると思うんですよ。だから、金額が大きい小さいで判断するのはいけないかもしれないけれど、これだけのやっぱ金額である以上、もうちょっと前もって知っておきたかったなというところが僕の考えです。

議長（横山弘藏）　黒 﨑 議 員

４番（黒﨑政美）　内示があったっていうのは、町ではなくて養寿園にあるわけですよ。町はわからないわけです。ただ、たぶん担当者にはこういう計画があります。準備しておって下さいとような予備知識は与えたことと思います。しかし内示、普通、内示っちゅうのは町にあると思うんですけども、こういう場合を内示というのは役場じゃなくして島外の業者にあるんですよ。役場は、事前に知るわけはないわけです。だから、当初予算に組むとか何とかっていうことはとんでもない話ですよ。

議長（横山弘藏）　今 田 議 員

７番（今田光弘）　おっしゃってることは僕としては理解しているつもりなんですが、値賀の里さんの方も今年度予算の中で、当然、このぐらいの建物を建てるという今年度の計画としては、今年度の事業計画として上げてると思うんですよ。その時に町の補助が必ず付くかということはわからないわけです。いくら付くかもわからない。その中で値賀の里さんは、事業計画として、もう確定しているわけです。ということは、もし町の補助金が出なかったら、あるいは県の補助金がいくらになろうとも、建設をもう間違いなくやると。なんかそういうふうに僕としては思ってたんですよ。当然、さっき話したように、町のＯＢもたくさんいらっしゃいますので、だからそれであれば、それこそその3,000 万っていうのは、本当に払う必要があるのかとかですね、それもいわゆるその真水の 3,000 万っていうのは大きいですから、その辺も含めて僕としてはちょっと引っ掛かったことを、さっき質疑の中でしたということです。以上です。

議長（横山弘藏）　ほかに討論ありませんか。　黒 﨑 議 員

４番（黒﨑政美）　だから補助金が、額がちょっと高い安いというような、そういう決め方なら納得いくんですよ。県の補助金は確定した。町はまだわからんと。そういう状況だったんですよ。それで、この前の時も工期がどうので、全員欠席者はいなかったと思いますけれども、９月 22 日までには何とかせにゃならんからと言って理事長を呼んだ。その議論は何もせずに、何のために理事長が来たのかわからん。おそらくこういうことで、議論するあれが食い違ったしわからなかった。非常におかしいと私は思ってるんです。

議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　自由討論を終わります。
　しばらく休憩します。

―　休憩　　午前　　11　時　05　分　―
―　再開　　午前　　11　時　10　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。
　ほかに歳入歳出全般についてご質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　次に第２表『地方債補正』についてご質疑願います。
　質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　まず原案に反対者の発言を許します。
　反対討論ありませんか。
（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。
　次に原案に賛成者の発言を許します。　　松　屋　議　員
２番（松屋治郎）　民生費、３款１項・社会福祉費、老人福祉費、補助金で、値賀の里介護職員等職員宿舎建設事業への補助金 3,000 万円の支援について、賛成の立場から討論を行います。
　小値賀町は人口減少が進む中、高齢化率は年々増え続け、現在は 52%を超えており、介護老人は増える一方、介護する人は減少しています。値賀の里は小値賀町で唯一の老人介護福祉施設でありますが、職員不足等から職員の定年も 70 歳に延長し、入居者の安心安全な介護に努めていますが、今現在 65 歳以上の職員が 15 名おり、このままでは今後十分な介護ができなくなると大変な危機感から、今後島外の人や外国人等の雇用採用しなければ、入居者を受け入れることもできなくなる等から、島外の人や外国人の受け入れ体制の整備の一環として、介護職員等職員宿舎建設に向け、県などにも相談しながら本事業を進めると共に、地域医療介護総合確保基金に補助申請し、建設費の３分の１の補助を受けられることとなっています。また、外国人介護士採用にも協力をいただき、２名の採用ができる運びとなっています。養寿園の今後とも老人福祉施設として存続されることを念じ、本件については賛成し、皆様方の賛同をお願いした

いと思います。以上です。

議長（横山弘藏）　ほかに討論ありませんか。　宮 﨑 議 員

３番（宮﨑良保）　議案第 41 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第３号）について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 9,248 万 8,000 円を追加するもので、主な補正は、町税 946 万 9,000 円、地方税で１億 2,380 万、国庫支出金で 2,896 万 2,000 円を増額し、繰入金１億 5,410 万、及び町債 3,268 万 9,000 円を減額するのが主なものです。特に、地方交付税１億 2,300 万円は、本町の依存財源の主なもので、町を安定的に運営する重要なもので、国庫支出金の 2,815 万 7,000 円は、収束の見えない新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金で、小値賀町の新型コロナウイルス感染症対策の農漁業燃油高騰対策事業、及び後期高齢者生活給付金、及び子どものための臨時特別給付金に資する、本町の安心安全な生活に欠かせない重要なものと考えます。今後円滑な執行ができるようお願いをします。また、老人福祉等整備事業補助金は、社会福祉法人値賀の里特別養護老人ホーム養寿園の従業員を町外から誘致するための宿舎建設に補助するもので、本町の安定した老人福祉事業に貢献するための補正であり、当初は社会福祉法人の独自によって、事業費 6,000 万円で建設の予定であったものを、世界経済の動向、及び引き続き円安等によって建設資材費の高騰により、8,000 万になりました。従って、建設が危ぶまれた状況になったため申請をされました。円滑な建設ができるよう、小値賀町福祉事務所の補助金要請に則った補助金であります。町外から従業員確保のための重要な事業であることから、町としても補助するのは当然だと考えます。よって、令和４年度小値賀町一般会計予算（第３号）については、賛成するものです。

議長（横山弘藏）　ほかに討論ありませんか。　今 田 議 員

７番（今田光弘）　私も賛成の立場で討論いたします。

いろいろあの…しっくり来ないところもあって、いろいろ町長には伺って、町長のお話、それから先ほどの自由討議の中の黒﨑議員さんの話、そこも踏まえまして、いろいろもう少しこうすればよかったかなというところはあるものの、内容的にもですね、僕として、もう賛成していいというふうに思います。もしここでですね、議決されて、予算を決めて、値賀の里さんに 3,000 万補助するとした時にですね、値賀の里さんの方にはやっぱりあの真水の 3,000 万ということをやっぱり意識していただいて、これからですね頑張っていただきたいと、そういう気持ちを込めて今回の補正予算には賛成いたします。以上です。

議長（横山弘藏）　ほかに討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

これから、議案第 41 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第３号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 41 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（横山弘藏）　全員起立です。

したがって、議案第 41 号、令和４年度小値賀町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第 42 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第 42 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では当初賦課による国民健康保険税の減額及び前年度繰越金の計上、歳出では、財政調整基金積立金及び過誤納還付金の増額が主なものでございます。

予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,342 万円を追加し、補正後の予算総額を４億 8,880 万 4,000 円とするものでございます。

それでは、説明書７ページ、歳入から説明いたします。

１款１項１目・一般被保険者国民健康保険税は各節のとおり、56 万円を減額し、１項・国民健康保険税の総額を 8,609 万 8,000 円としております。

７款１項１目・一般被保険者繰越金を 1,398 万円増額し、１項・繰越金の総額を 1,398 万 2,000 円としております。

８ページ、歳出では、１款１項１目・一般管理費を 15 万円増額し、１項・総務管理費の総額を 458 万 1,000 円としております。

６款１項１目・財政調整基金積立金を 1,212 万円増額し、１項・基金積立金の総額を 1,213 万 5,000 円としております。

７款１項３目・一般被保険者保険税還付金は、過年度分の国民健康保険税に係る還付金 115 万円の増額で、１項・償還金及び還付加算金の総額を 501 万円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。
第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第１款・国民健康保険税
国民健康保険税ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第７款・繰　越　金
繰越金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
第１款・総　務　費
総務費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第６款・基 金 積 立 金　　浦　議　員
６番（浦　英明）　財政調整基金を、今回 1,212 万円積立をしております。積立ができるというのは私達国保者にとってはですね、いいことだなというふうに思っております。この積立することができました主な要因は何かお尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
まず、今回歳入におきまして、繰越金を 1,398 万円計上しております。それに対しまして歳出の方では、必要な経費等が今のところは、補正で上げれるべきものがありませんでした。で、基金積立金に計上することで、歳入歳出のバランスを取っておるものでございます。
議長（横山弘藏）　基金積立金ほかにありませんか。　　浦　議　員
６番（浦　英明）　確認のためお尋ねをしますけども、今回の積立によって、この残高がですね、１億 2,477 万 4,000 円の見込みとなると、こういうふうにこう思われるんですけど、お尋ねします。
議長（横山弘藏）　住 民 課 長
住民課長（橋本博明）　お答えいたします。
補正前の１万 5,000 円がありまして、補正後の総額が、1,213 万 5,000 円補正いたしますので、総額の見込みとしましては、１億 2,478 万 9,000 円を見込んでおります。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第７款・諸　支　出　金
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 42 号、令和４年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第 43 号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 43 号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、説明をいたします。
今回の補正予算は、前年度繰越金の計上と、前年度の各種事業の精算により、歳入では、国県支出金の精算交付分の計上、歳出では、介護保険給付費負担金の返還金と一般会計への繰出金が主なものでございます。
予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,516 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を４億 79 万円とするものでございます。

それでは、説明書６ページ、歳入から説明いたします。

４款１項１目・介護保険給付費負担金を 289 万 1,000 円増額し、１項・国庫負担金の総額を 6,368 万 6,000 円としております。

６款 1 項１目・介護給付費交付金を 182 万 4,000 円増額、２目・地域支援事業支援交付金を３万 6,000 円増額し、１項・支払基金交付金の総額を１億 121 万 7,000 円としております。

９款４項３目・返納金を６万 4,000 円増額し、４項・雑入の総額を７万 2,000 円としております。

12 款１項１目・前年度繰越金を 1,034 万 9,000 円増額し、１項・繰越金の総額を 1,035 万 9,000 円としております。

７ページ、歳出では、２款１項・介護サービス等諸費から、５項・特定入所者介護サービス等費までは財源組替で、７款１項１目・償還金を 323 万 9,000 円増額、４目・還付加算金を６万 6,000 円増額し、１項・償還金の総額を 333 万 6,000 円としております。同じく、２項１目・一般会計繰出金は、前年度の事業実績に伴うもので、２項・繰出金を 1,185 万 9,000 円計上しております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第４款・国 庫 支 出 金　　浦　議　員

６番（浦　英明）　これは、２節の方にですね、介護給付費負担金（過年度分）289 万 1,000 円が計上されております。これ当初予算に計上されていなかったので、今回、過年度分が補正で上がった内容を、理由をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　福祉事務所長

福祉事務所長（前田達也）　お答えいたします。

今回の過年度分につきましては、その令和３年度、前年度の事業が確定したことによる精算分でございますので、当然当初の分ではその精算がいくらになるかっていうのが予測されませんので、当初予算には計上いたしておりません。今回、その確定した分について計上させていただいております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　３年度を見ますとですね、これは何も計上されていなかった。要するに「０」というふうになっておったんで、今回こう新たに上がってきたのは、何か理由があるのかなというふうに思ったんで訊いたんですけども、じゃあ前のことを訊いて悪いですけど、３年度は０ということは、実績が全然

なかったというようなことになるんですかね。お尋ねします。
議長（横山弘藏）　福祉事務所長
福祉事務所長（前田達也）　お答えいたします。
　この給付費等のですね、精算につきましては、足らない場合、前年度に補助金をいただいてですね、足らなかった場合には追加として翌年度に交付していただく。逆に多く貰っている分もあります。その分については、返還金という形で、歳出で返還しますので、前年度は逆に多く貰いすぎていたというところで、返還ということになっているということでございます。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。
　国庫支出金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
　第６款・支払基金交付金
　支払基金交付金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第９款・諸　収　入
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第 12 款・繰　越　金
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
　第２款・保 険 給 付 費
　ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第５款・地域支援事業費
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第７款・諸　支　出　金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
　質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
　討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 43 号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 43 号、令和４年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第 44 号、令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 44 号、令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、説明いたします。
　今回の補正予算は、コロナ禍での円安やウクライナ情勢等により、原油価格や物価高騰などの影響を受けている町民の負担軽減を図るため、事業者を含めた、全世帯を対象に水道料金の基本料金、10 月・12 月・２月の３期分を免除するもので、財源として国からの地方創生臨時交付金を一般会計繰入金として充当するための財源組替えが主なものでございます。
　予算書１ページ、第１条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 8,395 万 5,000 円とするものでございます。
　それでは、説明書６ページ 歳入から説明いたします。
　１款１項１目・使用料を 1,100 万円減額し、１項・使用料及び手数料の総額を 4,211 万 4,000 円としております。
　４款１項１目・一般会計繰入金を 1,066 万 9,000 円増額し、１項・一般会計繰入金の総額を 2,916 万 9,000 円としております。
　５款１項１目・繰越金を 38 万 6,000 円増額し、１項・繰越金の総額を 138 万 6,000 円としております。
　７ページ、歳出では、１款１項１目・一般管理費は、野崎ダム水位計の更新整備に伴う負担金５万 5,000 円を増額し、１項・総務管理費の総額を 5,339 万 3,000 円としております。
　以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
第１表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。
第１款・事　業　収　入
ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　第４款・繰　入　金　　浦　議　員
６番（浦　英明）　繰入金は 1,066 万 9,000 円の補正となっております。これは一般会計からですね、1,100 万繰り出しておりますんで、ここも 1,100 万円になれば間違いはないとこう思ったんですけども、一般会計のところで訊けばよかったかなと思うんですけども、ここの一般会計の操出金でですね、さらにこれが 33 万 1,000 円減額をしたので、その引いた残り、これが 1,066 万 9,000 円としてこう計上したのかなとこう思うんですけども、私はよくわからなかったんで、確認のためお尋ねします。
議長（横山弘藏）　建　設　課　長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
議員おっしゃるとおり、一般会計の方でちょっとお話させていただきますと、一般会計の 10 ページで､27 節の方で 1,100 万増額いたしまして､追加しまして、ページが 12 ページ、ここでですね、４款１項１目 27 節の簡易水道事業特別会計操出金、ここで 33 万 1,000 円減額しております。差し引きますと、先ほど言われた金額 1,066 万 9,000 円ということになります。
議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。繰入金。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　次に移ります。
第５款・繰　越　金
繰越金ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳出に移ります。
第１款・総　務　費
総務費ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　歳入歳出全般についてご質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第44号､令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第44号、令和４年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第39号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更についてを、議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第39号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更について、説明をいたします。
皆様ご承知の通り、過疎地域持続的発展計画については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定があり、市町村は議会の議決を経て、市町村計画を定めることができることとなっております。
本町では、この過疎地域持続的発展計画に基づき、過疎対策事業債を有効に活用し、様々な事業を進めておりますが、今回、同事業債の適用を受けるため計画の変更が必要となりましたので、特別措置法第８条第10項の準用規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
変更内容は、赤字で記載をしております。
20ページは、産業の振興に関する部分の追加で、現在、畜産農家として自立を目指している若者の「新規就農者牛舎等整備事業」と「新規就農者牛舎等改修等支援事業」を追加するものでございます。
32ページは、生活環境の整備に関する部分の追加で、令和４年度当初予算で計上しております「新上五島町最終処分場新設整備負担金」、「発泡スチロール減容機購入事業」、「汚泥脱水機整備工事」を追加するものでございます。
46ページは、地域文化の振興等に関する部分の追加で、「旧野首教会保存修

理事業」を追加するものでございます。
58ページは、過疎地域持続的発展特別事業分に関する事項で、46ページと同様「旧野首教会保存修理事業」を追加するものでございます。
いずれも、令和４年度以降に、過疎債事業として実施するために、計画に追加するものでございます。
以上で説明を終わります。
よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　汚泥脱水機整備工事、これがありますけども、これは前、あの説明を受けたんですけども、36 個ある中でマンホールポンプが３個で済むと、こういうふうなこう説明をこうされたんですけどもですね、その分の金額的な内容は、笛吹の浄化センターに集約して、そこで処理した場合は、更新費が６億 1,150 万 9,000 円掛かるとか、いろいろな説明あったと思うんですけども、その浄化センターでの処理費用について、私が今言った数字になるのか、そこあたりをお尋ねします。
議長（横山弘藏）　建 設 課 長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
今回の、し尿処理場の汚泥脱水機整備工事というのは、今現在、当初予算で550 万組ませていただいてると思うんですけども、ここがもう平成７年４月から供用開始しまして、もう老朽化が著しいということで、補修工事を実施するものです。で、将来的にあのし尿処理場、あとクリーンセンターですね、とを統合するんですけども、その間ですね、何とか持たせなければいけないという、いった内容の修繕工事を、ここで計上しているものでございます。
議長（横山弘藏）　ほかにありませんか。　宮 﨑 議 員
３番（宮﨑良保）　20 ページのですね、新規就農者牛舎等整備事業について伺いたいと思います。
本町の農業の基幹産業をなす畜産業のですね牛舎が、久しぶりに１軒建つということで喜んでおります。650 ㎡ということでありますが、素牛で何頭規模を建てる予定でしょうか。で、わかりますれば総事業費でいくら、だいたいの予想で建てる予定でしょうか、伺います。
議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えします。
頭数はですね、40 頭で予定しております。で、次に予算額、予算額というか事業費なんですけども、事業費は総事業費のですね、ちょっと詳細な、事業費

のちょっと詳細は持ち合わせていないんですけれども、町の負担金としては約800万を見込んでいるところなので、２分の１だったか、３分の１だったかっていうところがちょっと、すいません、詳細が今ちょっと把握できておりません。
議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

―　休憩　　午前　　11　時　45　分　―
―　再開　　午前　　11　時　45　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。
ほかにありませんか。　　浦　議　員
６番（浦　英明）　32ページ、５の（３）にですね、新上五島町最終処分場の新設に対するその負担金というのがこう書いてあるんですけども、私なりにこの前のやつの事業費を見ていたんですけども、これは新設をした場合ですね、上五島の方ですね、30億6,700万と、それから延命化をした場合が22億3,200万円だと、そして、上五島の広域化すれば14億7,700万と、それで、これを年１回整備した時の負担ということが3,012万9,000円になるというふうなこう説明であったんですけども、今回はこれ文言だけで、そういった数字はちょっと表されておりませんけども、わかればお尋ねします。
議長（横山弘藏）　建 設 課 長
建設課長（橋本　満）　お答えいたします。
今回、今言われた新上五島町最終処分場新設整備負担金ということですけども、これも当初予算で1,100万ですか、計上しております。内容がですね、ごみ焼却場で焼却します。その焼却した後の灰ですね、これを埋め立てなければいけません。その埋め立てる施設自体が上五島も、もう限界で新しく作っているといったところを説明したかと思います。その最終処分場の工事に掛かる負担金を、ごみの比率で割りまして、それを負担するものでございます。この事業は令和４年から令和６年度までの、３カ年事業で上五島が実施するもので、その事業費から国庫補助金を除いた一般財源について、先ほど言ったように、ごみの量を小値賀町と上五島で比較しまして、その率で負担するということでございます。
議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 39 号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。
　お諮りします。
　本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 39 号、小値賀町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第８議案第 40 号､辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを、議題とします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明いたします。
　辺地計画の策定・変更につきましては、長崎県との事前協議が必要で、６月に協議を行い、回答を頂いたところでございます。
　それに伴い、平成 29 年度に策定した、辺地総合整備計画を変更する必要が生じましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第３条第１項第８項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。
　変更内容につきましては、新旧対照表及び参考資料に赤字で記載しておりますが、主なものとしては、診療施設で医師住宅の整備、高齢者施設で高齢者生活福祉センター改修事業、教育文化施設で教員住宅改修事業、渡船施設で小値賀港新ターミナルビル改修事業が主なものでございます。
　また事業費の増減により、観光レクレーション施設の事業費も変更となっております。
　以上で説明を終わります。
　よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。　浦　議　員
６番（浦　英明）　提案理由のところにですね、下の方から見れば３行目あた

りから、『医師の住宅建設事業』、それから『古民家まつなが邸改修事業』、こういうふうなものを追加するというふうにこう書かれておるんですけども、この中身を見ますとですね、まつなが邸につきましては、赤字で書かれたところがないんですけどですね、私が見つけきれないのかどうか。それとですね、この赤字で書いてる関係上か知りませんけど、一番には文字が小さくて見えませんので、ここらあたりをどうかして、して欲しいと思っております。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。まつなが邸に関するところを、産業振興課としてお答えいたします。

新旧対照表の、新旧対照表になるんですけれども、それのですね２枚目になります。２枚目の観光またはレクリエーションに関する施設として、2,240 万円とこう事業費としてですね、赤字で書いておるんですけれども、この分がまつなが邸に掛かる分となっております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　そこはわかりますけども、文言の中にそういったところが書いてないんですけども、文言でそのそこをわかるようにしてないのに、なんでそういったものが上がってくるのかなとこう思ったもんですからですね。それとそのまつなが邸のその屋根の修理工事ですね、これにつきましては当初予算からですね、若干こう増えておりますけども、今回増えたのが 1,240 万円となるんですけども、それが今回の分になるのかお尋ねします。

議長（横山弘藏）　産業振興課長

産業振興課長（博多屋雄一郎）　はい。お答えいたします。

文言に関してはですね、新旧対照表の２ページの、観光またはレクリエーションに関する施設というところでですね、もう既存の文章のままとしており、「（古民家ステイ）整備をしており」というふうにこうして、ここでですね、読み取れるというところで、ここは変更せずに、変更いたしておりません。そしてですね、観光またはレクリエーションに関する施設が 2,240 万になっておりまして、当初予算の額と違うというところなんですけれども、辺地計画、まずですね、ここ 1,000 万計上してたと思うんですけど、その 1,000 万に関しては、もうその事業を行っていないというところで、これを 1,000 万取り下げた形となっております。そして、今回当初予算に 2,300 万上げておりますので、当初予算に上げた部分をそのまま計上した形となっております。で、またそこの数字が違うというところなんですけど、当初予算時からですね、また現在に至るまでで確定した部分を取り除いて、今この過疎計画は計上させていただいております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　先ほど文言のことを言いましたけど、ここの中にそういうものが含まれているんだと、だから赤字で書かなかったんだということですけども、それでは私はわかりません。書いてください、今後。

それからですね、先ほど言われた医師の住宅ですね、これがですね、当初予算の時には設計費も含んで 8,000 万円でした。だから、残り 857 万 7,000 円、これがですね、その電子カルテの分になるのか、そこあたりの内容がちょっとわからないんで、お尋ねをします。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今回の辺地債の分については、医師の住宅及び電子カルテの追加の分が主な内容になっております。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　今の答弁でちょっとよくわからなかったんですけど、私が言ったのは、当初予算で医師の住宅建設工事ですね、これはあの設計費込みで 8,000 万だったと。それであのここに上がっている金額２億 454 万 4,000 円って書いておったかな、わかりませんので、これはまた、さっき言ったように大きく見えるように書いてください。その残がですね、857 万 7,000 円ぐらいになると思うんですけど、これが建設事業と違って、その電子カルテのシステム購入、ここになるのかなということでお尋ねしたんですけど、再度お尋ねします。

議長（横山弘藏）　診療所事務長

診療所事務長（牧尾　豊）　お答えします。

説明が十分じゃございませんでした。今回の辺地債の変更については、５カ年の分が計上というか、反映されております。今回の変更につきましては、当初予算でも計上させていただいております、医師住宅 8,000 万、この分と、電子カルテ 1,138 万 5,000 円、この分の追加ということが、主な内容になっております。その他５カ年に亘っては、医療機器を、各種整備を、この辺地債ですね、整備をするというふうな計画をさせていただいてます。その５カ年間の分で、精査をさせていただいておりますので、その分の変更が盛り込まれております。よってここで、事業費ですね、２億 454 万 4,000 円となっているところでございます。

議長（横山弘藏）　副　町　長

副町長（近藤　進）　先ほどご指摘がございました、字の大きさにつきましてはですね、善処したいと思います。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　道路及び渡船施設、ここで辺地債がまた新たに書かれてお

りますけども、内容的にはこれ文章も見えないから読みません。それで、この内容に照らし合わせますとですね、一部劣化の具体的な内容というのが、どういったものかわかりませんので、この内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　しばらく休憩します。

— 休憩　午前　11 時 58 分 —
— 再開　午後　1 時 31 分 —

議長（横山弘藏）　再開します。　建設課理事

建設課理事（村田祐一郎）　お答えいたします。

ターミナルの老朽化と塩害での劣化とは何かということですけども、外壁等に大きなものではないですけども、ひび、クラック等が見られております。あと、アルミサッシですね、が、もう塩害でやはり腐食が見られております。また建物、サッシ周りのシーリング関係もちょっと劣化が進んでいる状況です。あと、外に設置してます給湯器とか、エアコンの室外機等もですね、塩害によってだいぶ錆とかが進んでいる状況でございます。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　それから、新旧対照表のところでですね、前方辺地の分でですね、新旧対照表のところで、これは公民館その他の集合施設、これは総合体育館を表しとるわけですけど、その上のやつ、観光・レクリエーションに関する分ですね、これについては旧野首教会の修復工事ですね。この分はあの…変更後の 3,694 万 3,000 円から変更前の 2,763 万円を差し引き、930 万円ですけれども、これは実施設計費なのか、まずその分をお尋ねいたします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

確認ですけども、公民館その他の集会所の上の、観光またはレクリエーションに関する施設の事業費の 3,694 万 3,000 円の中身についてということのお伺いでしょうか。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　変更後がですね、総事業費が 3,694 万 3,000 円になっております。それで、変更前の事業費が 2,763 万円になってます。これを差し引きすれば 930 万円と、こういうふうになりますけども、この 930 万円がこの実施設計費なのか、それを訊いてるのです。お尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

金額についてはですね、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけ

れども、今回、朱書きで記載させていただいております野崎島に所属しております旧野首教会につきまして、今年度、当初予算で計上させていただいております。議員おっしゃるとおり、旧野首教会の保存修理実施設計につきまして、この辺地債の活用を見込んでいることから、今回その文言を追加させていただいたところでございます。金額につきましては、確認を取りましてお答えさせていただきます。

議長（横山弘藏）　副　町　長

副町長（近藤　進）　お答えをいたします。

浦議員ご指摘の 930 万につきましては、ご指摘のとおり旧野首教会の保存修理事業に係る経費でございます。930 万円でございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　それはわかっているんですけども、930 万円がさっき言ったように実施設計費なのか、また違うふうなやつなのか、できればそしたら今後総事業費がいくらになるのか、併せてそれもお尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

先ほど副町長から答弁があったとおり、失礼いたしました、旧野首教会に係る実施設計に掛かるものでございまして、事業費につきましては、まだこれから設計に入りますので、具体的な金額はわかっていない状況でございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　わかりました。

その下のやつですね、公民館その他の集会施設、これは総合体育館のことを指してるんですけども、これ当初予算で 1,470 万円、１号補正で 600 万円補正したので、合計で 2,070 万になるんですけども、それで今回 420 万円の改修工事、改修事業を新たに計画すると、こういうふうな内容のようですけど、それに対しましても、その計画内容をお尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

この 420 万につきましては、現在、設計で、調査をまず実施させていただいておりますけども、その耐力調査等を踏まえた上で、今後、実施設計に入る予定でございます。議員皆さまからもご指摘があった、調査の結果を踏まえて具体的な設計に入りたいと思いますが、この 420 万につきましては、実施設計に掛かるものを予定しておりまして、起債対象が実施設計に掛かるものということで、420 万円を予定させていただいております。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　当初予算で 1,470 万の内訳が、基本設計・実施設計・壁面

含有調査、この内容やったんですね。で、１号補正の分が、設計委託料で 600 万円と、こういうふうな内容だったんですけど、今回 420 万を計上したのは、なんか実施設計の分だというようなことを言われたんですけども、それで間違いないんですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

財政部局の方とも調整をいたしまして、この分の 420 万、実施設計費掛かる分を、辺地で予定をして、掲載をしたところでございます。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　今回 420 万は実施設計だと。先ほど私が言いました当初予算での実施設計は、これは何の実施設計だったんですかね、そしたら、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

当初予算時におきましては、あの総合体育館の改修事業に係る実施設計を予定しておりました。

議長（横山弘藏）　浦　議　員

６番（浦　英明）　わかりました。今回のは耐力度のやつというわけですね。わかりました。それであの、この書き方なんですけども、この公民館その他の集会施設で、これ赤字で書いたのは、もちろん追加のやつなんですけども、これ変更前のやつで、このさっき言った、その私が言った数字は入れなくて良かったんでしょうかね。例えば全部で 2,070 万円を変更前に書いて、変更後のやつには今度の 420 万円を足して、2,490 万とか、そういうふうなその計上の仕方はしなくても良かったんですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　お答えいたします。

あくまで、辺地に係る部分として、420 万を計画しているということで、今回変更を考えております。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。　浦　議　員

６番（浦　英明）　最後のページになりますけれども、変更後のところでですね、これは大島分校の教員住宅の分だと思います。930 万円で計上されておりますけども、これあの当初予算がこれ 930 万円だったんですけれども、930 万円の当初予算をそのままここに持ってきたということですか、お尋ねします。

議長（横山弘藏）　教 育 次 長

教育次長（永田敬三）　はい。議員おっしゃるとおりでございます。

議長（横山弘藏）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。
　お諮りします。
　本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（横山弘藏）　産業振興課長
産業振興課長（博多屋雄一郎）　すみません、先ほどですね、過疎地域持続的発展計画で、答弁漏れがございましたので、答弁させていただきます。
　答弁保留しておりました、牛舎の整備事業の総事業費でございますが、1,600 万円の総事業費で、補助率が２分の１ということでございます。

日程第９、議案第 45 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを、議題とします。
　本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長
町長（西村久之）　議案第 45 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、説明いたします。
　現在、教育委員会の委員を４名の方にお願いしておりますが、そのうち「浦いせ子」氏の任期が、９月末日をもって満了となることから、「浦いせ子」氏に再任いただくことをご提案するものでございます。
　浦氏は、平成 30 年 10 月から１期４年間、教育委員会委員として、本町の教育振興にご尽力をいただいております。
　これまで、教育行政に対し貴重なご意見、ご指導をいただくとともに、委員として熱心に活動されていることから、教育委員会委員として適任者でありま

すので、引き続き、浦氏に委員をお願いしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和４年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの４年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い致します。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議がありましたので討論を行いたいと思います。

今　田　議　員

７番（今田光弘）　任命同意には賛成する立場で討論いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがありますが、この中で、教育委員について、一部のことをちょっと省略しますが、主に２つのことが規定されています。１つ、「委員は人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者」。２つ目、「委員の任命に当たっては、委員の年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。」とあります。今回、同意を求められている方については、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有することは間違いなく、教育委員として適任であると思いますが、法律に書かれている、委員の年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮しているかどうかについては、他の委員の皆さんの資料がないと判断が付きかねます。４人の委員の任期をずらそうとして、１人ずつ任命するのは非常に良いことだと思いますが、議会としては他の委員さんの年齢・性別・職業等を明示した中で、任命に同意するか否かの判断をする必要があり、次回の任命同意の際には、是非その点を考慮していただきたいと申し添えて、賛成討論といたします。以上です。

議長（横山弘藏）　ほかに討論はありませんか。

（「討論なししていただきたいと」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 10、議案第 46 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第 46 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について説明いたします。

地方税法第 423 条第１項の規定により、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を申し立てられた場合に、その内容を審査し措置を決定するための固定資産評価審査委員会を設置するよう定められているところでございます。

また、その委員につきましては、同条第３項の規定により、議会の同意を得て市町村長が選任することとなっております。

現在、委員を３名の方にお願いしているところですが、そのうち、「大田一夫」氏の任期が、９月末日で満了となることから、大田氏に再任いただくことをご提案するものでございます。

大田氏は、皆様もご承知のとおり、本町の元職員でございまして、税務事務の経験があり、固定資産関係に精通していることはもちろん、幅広い経験、知識、優れた識見と人格は、本委員の適任者でありますので、その選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和４年 10 月１日から令和７年９月 30 日までの３年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い致します。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 46 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。
お諮りします。
小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、議案第 46 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

以上で、本定例９月会議に付議された案件の審議は、全部終了しました。
これにて、令和４年小値賀町議会定例９月会議を終了します。
どうもご苦労様でした。

―　午後　　1　時　52　分　　散会　―